

住民主体の生活支援サービス



みとちゃん

ぜひご利用ください！

住民主体の生活支援サービスってなに？

ボランティア団体等の会員である住民によって提供される生活支援サービスです。
水戸市では、介護予防の取り組みを推進するため、生活支援サービスを提供しているボランティア団体等に、活動費の一部を補助しています。

どのような人が利用できるの？

在宅で生活している下記の方が対象となります。

- ・要支援1・2の方
- ・事業対象者（基本チェックリストに該当した方）
- ・継続利用要介護者（要支援者または事業対象者のときから本サービスを利用する要介護者のこと）

どのくらい利用できるの？

30分～1時間の利用で1単位。1時間以上の利用は、1時間ごとに1単位追加できます。月8単位まで。
1日で複数単位の利用が可能になりました！（時間や内容はボランティア団体とご相談ください。）

どのようなサービスが利用できるの？

下記のようなサービスが例として挙げられます。

○ (提供可)	買い物、掃除、洗濯、調理、ごみの分別、ごみ出し、布団干し、裁縫 外出時（散歩・通院・買い物等）の付添 ※徒歩または公共交通機関の利用に限る
△ (○と一体的に行えば可)	話し相手、薬とり、電球交換、窓ふき、衣替え、草刈り 除草剤散布（薬品代は別途請求）
× (提供不可)	身体介護（入浴介助、おむつの取替等）、車での送迎

- 💡日常生活を送るうえで必要な支援を行うことを目的としているため、継続的な利用が必要な方が対象となります。単発的な利用の方は対象外となります。
- 💡実施団体によっては、提供出来ないサービスがあります。
- 💡上記以外のサービス内容の提供をご希望される場合は別途ご相談ください。

どのような団体があるの？

別紙「実施団体一覧」をご覧ください。

お問合せ先

水戸市福祉部高齢福祉課 地域支援センター

所在地：水戸市中央1-4-1 電話：029-232-9110